

へき地学校及び準へき地学校並びに特別地域の学校等の児童生徒  
校外活動費補助要綱

制定 平成 22 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する京都市立学校の、保護者の経済的負担を軽減するための補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 補助金は、京都市立小学校、中学校及び小中学校のうち、へき地学校及びへき地学校に準じる学校並びに特別地域の学校(京都市教職員の給与に関する規則第 36 条及び第 37 条に規定する学校をいう。)の指定を受け、又は受けていた学校に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、当該児童又は生徒が参加する校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動)のうち、宿泊を伴わないものに必要な交通費で、市長が適当と認めるものについて交付する。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、当該年度の要保護、準要保護の児童又は生徒に対する就学援助費校外活動費(宿泊を伴わないもの)を限度額とする。

(補助金の申請)

第 4 条 条例第 9 条の規定による申請は、子が在籍する小学校、中学校又は小中学校の校長(以下「校長」という。)を通じて、交付申請書(第 1 号様式)により行わなければならぬ。

- 2 4 月 1 日に在籍する児童又は生徒については、当該年度の 5 月末日までに申請を行わなければならない。
- 3 第 2 学期の最初の授業日までに転入があった場合は、当該年度の 9 月末日までに申請を行わなければならない。
- 4 第 3 学期の最初の授業日までに転入があった場合は、当該年度の 2 月末日までに申請を行わなければならない。
- 5 第 3 学期の終業式までに転入があった場合は当該年度の 3 月末日までに申請を行わなければならない。ただし、転入後に校外活動を行う予定がない場合は、追加交付を行わないものとする。

(委任状)

第 5 条 校長は、補助金の申請、請求、受領、執行、返納に関する一切の権限について、あらかじめ保護者から委任を受けておかなければならぬ。

(標準処理期間)

第 6 条 市長は、条例第 9 条による申請が到達してから 30 日以内に条例第 10 条各項の決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第 7 条 条例第 11 条第 1 項第 1 号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

2 条例第 11 条第 1 項第 2 号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

(事業完了の届出)

第 8 条 条例第 18 条の規定により、補助の対象となった校外活動については、決算兼事業報告書(第 2 号様式)を提出するとともに、領収書等の証拠書類は明確に整備し、5 年間保存するものとする。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

平成 年 月 日

(あて先) 京都市長

(申請者)

氏名

住所

年度へき地学校及び準へき地学校並びに特別地域の学校等の児童生徒  
校外活動費補助申請書

上記のことについて下記のとおり申請します。

記

補助金申請額 円

(内訳)

児童又は生徒数 名  
1名あたり単価 円

(第2号様式)

平成 年 月 日

(あて先) 京都市長

(申請者)

氏名

## 住所

## 年度へき地学校及び準へき地学校並びに特別地域の学校等の児童生徒 校外活動費補助決算兼事業報告書

補助金受領額							円
執行額 (C)							円
残額 (平成 年 月 日戻入済)							円

(内訳)